

店

平成 14 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ポイント  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 三千男  
(コード番号：2685 店頭登録)  
連絡者の役職氏名 取締役管理本部長 吉野 明男  
(TEL 03-5624-6011)

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ (商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権の無償発行)

当社は本日開催の当社取締役会において、平成14年5月30日開催予定の当社第52回定時株主総会(以下、「本株主総会」とする。)の決議を条件にストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20および第280条ノ21に規定する新株予約権を無償で発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ・株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役および社員の業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、ストックオプション制度導入のため新株予約権を無償にて発行する。

#### ・新株予約権の要領

1. 新株予約権の目的たる株式の種類  
当社普通株式

2. 新株予約権の目的たる株式の数  
合計240,000株(新株予約権の1個あたりの目的たる株式の数100株)を上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

3. 新株予約権の総数  
合計2,400個を上限とする。

4. 新株予約権の発行価額  
無償で発行する。

5. 新株予約権の行使時の払込金額  
新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)において日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額発行日の最終価格(当日に取引がない場合、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。)を下回る場合は、発行日の最終価格とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができる。

#### 6．新株予約権の行使期間

平成16年6月1日から平成17年5月31日までとする。

#### 7．新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または社員もしくは従業員でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは社員もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。
- (2)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3)新株予約権者が行使できる新株予約権の行使回数は、年間（1月1日から12月31日まで。）2回を上限とする。
- (4)その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

#### 8．新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

#### 9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

#### ・停止条件について

上記の内容については、平成14年5月30日開催予定の当社第52回定時株主総会において「商法第280条/20および第280条/21に規定する新株予約権の無償発行」が決議されることを条件とする。

以 上